駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱

(制定) 平成30年7月17日付30都環公地温559号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業実施要綱(平成30年6月6日付30環地次第48号。以下「実施要綱」という。)第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行する駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
 - 一 駅 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)又は軌道法(大正10年法律第76号)第3条の特許を受けた者(以下「特許を受けた者」という。)が設置するものであって、旅客の乗降を行うために使用される場所
 - 二 リース契約 本助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり当該助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたら される経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴っ て生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
 - 三 割賦販売 助成対象設備の所有者である売主が、当該助成対象設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該助成対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該助成対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該助成対象設備を販売することをいう。
 - 四 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約(以下「リース契約等」という。)に基づき、助成対象設備のリース又は販売を行う者をいう。
 - 五 一時滞在施設 大規模地震等の災害の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止

し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、帰宅が可能になるまで待機する場所が ない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

(助成対象者)

- 第3条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、許可を受けた者若 しくは特許を受けた者であって都内において本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対 象事業」という。)を実施する者又はこれらの者と第5条の助成対象設備に係るリース契約等 を締結するリース事業者とする。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力 団関係者をいう。以下同じ。)
 - 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する 者があるもの
 - 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
 - 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社 会通念上適切であると認められないもの

(助成対象事業)

- 第4条 助成対象事業は、都内の駅舎に次条の助成対象設備を設置するものであって、次の全ての要件を満たすものとする。
 - プラットホームの上屋に設置される太陽光発電システムの設備容量が、当該駅内の他の 建物に設置される太陽光発電システムの設備容量を下回らないこと。
 - 二 太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であること。なお、同一事業者が複数の駅における助成対象事業を同時に申請する場合、当該複数駅の太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であれば当該要件を満たすものとする。
 - 三 駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージ等により、当該機器の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において、太陽光発電の発電電力量を表示するとともに太陽光発電の普及啓発を行うこと。
 - 四 災害時に、駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージにより、当 該機器の法定耐用年数の期間において、一時滞在施設等の情報を発信すること。
 - 五 駅舎において、電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される 電気を優先的に利用すること。
 - 六 助成対象となる太陽光発電システムの発電量を発電開始の日から1年間記録し、都又は 公社の求めに応じ情報提供すること。

(助成対象設備)

- 第5条 助成対象設備は、次のものとする。
 - 一 太陽光発電システム(停電時においても電気供給を継続するものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の認定を受けない設備に限る。)
 - 二 再生可能エネルギー普及啓発等情報発信用の標識又は看板(ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムであるデジタルサイネージを含む。)であって、前号の太陽光発電システムと一体となって整備されるもの(デジタルサイネージに表示される再生可能エネルギー普及啓発等用コンテンツの制作に係る経費を含む。)
 - 三 電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優先的に蓄電する蓄電池(助成対象となる蓄電池容量の上限は、設置する太陽光発電システムの設備容量に時間を乗じた値とする。)

(助成対象経費)

- 第6条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象設備の設置に要する次に掲げる経費とする。ただし、助成対象経費の合計額を設置する太陽光発電システムの設備容量で除した値の上限を1,500,000円/kWとし、太陽光発電システムを除く助成対象設備に係る経費の合計額の上限額を太陽光発電システムに係る助成対象経費の合計額とする。
 - 一 設計費(助成対象設備の設計等に要する費用をいう。)
 - 二 設備費(助成対象設備の購入等に要する費用をいう。)
 - 三 工事費(助成対象設備の設置工事に要する費用をいう。助成対象事業の実施に際し、駅 に設置されている既存の建物において必要となる当該建物の補強工事費を含む。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の経費は助成対象経費としない。
 - 一 第9条第3項の規定により公社が交付決定の通知をした日の前に契約締結したものに 係る経費
 - 二 助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
 - 三 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 3 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達 分が含まれる場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等に相当する金額を控除した経費 を助成対象経費とするものとする。

(助成金の額)

第7条 本助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象設備を設置する駅ごとに、

200,000,000円を上限額とし、助成対象経費の合計額(消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。)に3分の2を乗じた額(助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合にあっては、助成対象経費の合計額に3分の2を乗じた額から当該助成金の額を控除した額)とする。

(助成金の交付申請)

- 第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間内に、助成金 交付申請書(第1号様式)及び別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、リース事業者が助成対象事業者となる場合は、前項の書類の提出は、 当該リース事業者及び当該リース事業者とリース契約等を締結する許可を受けた者又は特許 を受けた者が共同で行わなければならないものとする。
- 3 前項の規定は、第 12 条第 2 項、第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 25 条第 3 項及び第 29 条 第 1 項第 2 号の規定により書類等を公社に提出する場合に準用する。

(助成金の交付決定)

- 第9条 公社は、前条第1項の書類の提出による交付の申請(以下「交付申請」という。)を 受けた場合は、当該交付申請の内容を審査し、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不 交付の決定を行う。
- 2 公社は、前項の規定による決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、交付申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

- 第 10 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 3 項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者(以下「助成事業者」という。) に対し、次に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 助成事業者は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、 善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項 の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。) により取得し、整備し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理 すること。
 - 二 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現 地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

- 三 助成事業者は、再生可能エネルギーの普及啓発のために、都又は公社から工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力すること。
- 四 助成事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- 五 助成事業者がリース事業者の場合にあっては、リース料又は割賦販売価格について、本 助成金の交付額に相当する金額が減額されていること。
- 六 助成事業者は、第9条第3項の助成金交付決定通知書を受領した日から1年以内に、助 成事業の工事に着手すること。
- 七 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たり、この要綱又は実施要綱その他の 法令の規定を遵守すること。

(契約等)

第 11 条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、 入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、 当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。

(事業開始に伴う届出)

- 第 12 条 助成事業者は、第 9 条第 3 項の助成金交付決定通知書を受領したときは、速やかに 助成事業に着手しなければならない。ただし、助成事業の着手が著しく困難であると公社が 認める場合はこの限りでない。
- 2 助成事業者は、助成事業に着手したときは、速やかに助成事業開始届(第4号様式)及び 別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第13条 助成事業者は、第9条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又は第10条の条件に異議があるときは、第9条第3項の助成金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請を撤回することができる。

(助成事業の承継)

第 14 条 助成事業者の地位の承継(相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。)が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は助成事業承継承認申請書(第6号様式)を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施する ことの承認又は不承認を行い、助成事業承継(承認・不承認)通知書(第7号様式)により、 承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の規定による承認又は不承認を行うときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

- 第 15 条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第8号様式)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 16 条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等(以下「事業者情報」 という。)を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書(第9号様式)を公社に提 出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第 18 条 助成事業者は、第 9 条第 1 項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は 一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場 合はこの限りではない。
- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

- 第 19 条 助成事業者は、第 8 条第 1 項の規定により提出した事業実施計画書又は第 15 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。
- 2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと 見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書(第10号様式)を提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

- 第 20 条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第 11 号様式)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

- 第21条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第12号様式)及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項の提出は、公社が別に定める期間内に提出しなければならない。
- 3 前項の提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として 公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

(助成金の額の確定)

- 第 22 条 公社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項の規定による交付決定の内容及び第10条の条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金額確定通知書(第13号様式)により通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と、第9条第3項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)とのいずれか低い額とする。

(本助成金の交付)

第23条 助成事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定の通知を受け、本助成金の交

付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第14号様式)を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当である と認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 24 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項の規定 による交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、前項の規定による交付決定の取消しをするときは、あらかじめ都の承認を受ける ものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託終了後の取消しについては、第1項及び前項中「公社」 とあるのを「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返環)

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第16条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する 期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第15号様式)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合の助成事業者について準用する。この場合において前項中「本助成金を返還したとき」とあるのは「違約加算金又は延滞金を納付したとき」と、「助成金返還報告書(第15号様式)」とあるのは、「違約加算金返還報告書又は延滞金返還報告書」と読み替えるものとする。

(違約加算金)

- 第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に 納付しなければならない。

(延滞金)

- 第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(助成金等の一時停止等)

第 28 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、 違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業に ついて交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一 時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第29条 助成事業者は、助成事業による取得財産等の管理及び処分(本助成金の交付の目的 以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に 供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。
 - 一 取得財産等については、法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意を持って 管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしては ならない。
 - 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第2号の承認をしようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3 2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速や

かに財産等処分承認通知書(第17号様式)により、当該助成事業者に対し通知するものとする。

(助成事業の経理)

- 第30条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日 の属する公社の会計年度終了の日から6年間保存しておかなければならない。

(調査等)

- 第 31 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託終了後の調査等については、第1項中「公社」とあるの を「都」と読み替えて、前2項の規定を適用する。

(指導・助言)

第32条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う ことができる。

(個人情報の取扱い)

- 第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業 者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しな い。

(その他)

- 第34条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。
- 2 本事業に係る都から公社への委託終了後における第 25 条から第 29 条まで及び第 32 条の 規定による各手続等については、各条中「公社」とあるのを「都」と読み替えて、当該各条 の規定を適用する。

附 則 (平成 30 年 7 月 17 日付 30 都環公地温第 559 号) (施行期日)

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

別表第1 (第8条関係) 交付申請に必要な書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	
2	事業実施計画書	第1-1号様式	
3	事業経費內訳書	第1-2号様式	
4	見積書	添付資料1	
5	助成対象設備リスト	添付資料2	
6	助成対象設備の機器仕様図	添付資料3	
7	システム系統図	添付資料4	
8	設置場所の平面図	添付資料5	
9	デジタルサイネージ等による太陽光発電の発電電力量の表示及び太陽光発電の普及啓発のイメージ(想定している図や表示文、デジタルサイネージ等設置場所、表示頻度を記載)	添付資料6	
10	デジタルサイネージによる一時滞在施設等の情報発信イメージ(想定している図や表示文、デジタルサイネージ設置場所、表示頻度を記載)	添付資料7	
11	工程表	添付資料8	
12	契約時に競争に付すことが著しく困難又は不適当である 理由書	添付資料9	契約時に競争に付さな い場合に提出
13	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等 (写)	添付資料 10	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
14	納税証明書(直近1か年分)	添付資料 11	
15	会社概要	添付資料 12	
16	その他公社が必要と認める書類	添付資料 13	公社が必要と認める場合に提出すること。

別表第2 (第12条関係) 事業開始時に必要な書類

No.	提出書類	様式	備考
1	補助事業開始届	第4号様式	
2	事業経費内訳書	第 1-2号 様式	申請時から変更があった場合に提出すること。
3	見積書若しくは入札経過調書	添付資料1	
4	リース契約書及びリース計算書(写)	添付資料2	リース事業者である場合に 提出すること。
5	契約書(写)	添付資料3	
6	納入仕様書(写)	添付資料4	
7	工程表	添付資料5	
8	その他公社が必要と認める書類	添付資料6	必要な場合に提出すること。

別表第3 実績報告時に必要な書類(第21条関係)

No.	提出書類	様式	備考
1	実績報告書	第 12 号様式	
2	事業経費內訳書	第1-2号様式	
3	竣工図及び納品書(写)	添付資料1	
4	工事記録写真	添付資料2	
5	試運転結果報告書(写)	添付資料3	
6	助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す 書類	添付資料4	
7	リース契約書及びリース計算書(写)	添付資料5	リース事業者である場合に提出すること。
8	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等 (写)	添付資料6	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
9	デジタルサイネージ等の表示内容、表示頻度が分かる資料	添付資料7	
10	その他公社が必要と認める書類	添付資料8	必要な場合に提出すること。